

建築士と建築士事務所の業務等の概要

目次

建築士の業務等	2ページ
建築士に関する手続き	3ページ
建築士事務所の開設者の業務等	4ページ
建築士事務所に関する手続き	5ページ
管理建築士の業務	6ページ
懲戒・監督処分・罰則(概略)	6ページ
建築士法で義務付けられている業務等の概要【 相関図 】	7ページ
資料に関する問い合わせ先	8ページ

※ 令和3年5月19日に改正、令和3年9月1日施行された建築士法で作成しています。

※ この説明書は概要となります。詳しくは建築士法、同法施行令・施行規則をご参照ください。

令和3年10月
山形県県土整備部建築住宅課

1 建築士の業務等

種別	業務等の概要	根拠法令
職責	<ul style="list-style-type: none"> ■常に品位を保持し、業務に関する法令及び実務に精通して、建築物の質の向上に寄与するように、公正かつ誠実にその業務を行わなければならない。 	法第2条の2
建築士でなければできない設計又は工事監理	<ul style="list-style-type: none"> ■建築物の構造・規模の要件により、それぞれ「一級建築士」「一級建築士又は二級建築士」「一級建築士、二級建築士又は木造建築士」でなければできない設計又は工事監理があり、その資格の範囲内でなければそれを行ってはならない。 	法第3条 法第3条の2 法第3条の3
設計及び工事監理	<ul style="list-style-type: none"> ■設計に係る建築物が法令又は条例の定める建築物に関する全ての規定に適合するようにしなければならない。 	法第18条第1項
	<ul style="list-style-type: none"> ■設計の委託者に対する、設計の内容に関しての適切な説明を行うよう努めなければならない。 	法第18条第2項
	<ul style="list-style-type: none"> ■工事監理を行う場合、工事が設計図書のとおりを実施されていないと認めるときには、直ちに、工事施工者にその旨を指摘し、設計図書のとおり実施するよう求め、施工者が従わないときは、その旨を建築主に報告しなければならない。 	法第18条第3項
建築士の業務の必要な表示行為	<ul style="list-style-type: none"> ■設計を行った場合においては、設計図書に、一級・二級・木造建築士である表示をして記名（設計図書の一部を変更した場合も同様）しなければならない。 ※記名が義務付けられているのは、その設計図書を、責任をもって作成した建築士であり、必ずしも設計を統括した建築士ではない。 	法第20条第1項
	<ul style="list-style-type: none"> ■構造計算によって、建築物の安全性を確かめた場合は、遅滞なく『構造計算によって建築物の安全性を確かめた証明書』を設計の委託者に交付しなければならない。 →資料1 参照 	法第20条第2項
	<ul style="list-style-type: none"> ■工事監理者である建築士は工事監理が終了したら、直ちに、文書で建築主に報告しなければならない。 工事監理報告書→資料2 参照 	法第20条第3項
	<ul style="list-style-type: none"> ■大規模の建築物その他の建築物の建築設備に係る設計・工事監理を行う場合において、建築設備士の意見を聴いたときは、設計図書又は工事監理報告書においてその旨をあきらかにしなければならない。 	法第20条第5項
構造設計に関する特例	<ul style="list-style-type: none"> ■構造設計一級建築士は建築基準法第20条第1項第一号又は第二号に掲げる建築物の構造設計（設計変更）を行った場合、構造設計図書に構造設計一級建築士である旨を表示しなければならない。 ■構造設計一級建築士以外の一級建築士は法第20条の2第1項の建築物の構造設計を行った場合、構造設計一級建築士に確認を求めなければならない。 	法第20条の2第1項 法第20条の2第2項

設備設計に関する特例	<ul style="list-style-type: none"> ■設備設計一級建築士は階数が3以上で床面積の合計が5,000㎡を超える建築物の設備設計（設計変更）を行った場合、設備設計図書に設備設計一級建築士である旨を表示しなければならない。 ■設備設計一級建築士以外の一級建築士は法第20条の3第1項の建築物の設備設計を行った場合、設備設計一級建築士に確認を求めなければならない。 	<p>法第20条の3第1項</p> <p>法第20条の3第2項</p>
その他の業務	<ul style="list-style-type: none"> ■建築士は設計及び工事監理のほか、建築工事契約に関する事務、建築工事の指導監督、建築物に関する調査又は鑑定及び建築物の建築に関する法令又は条例の規定に基づく手続きの代理業務を行うことが出来る。ただし、他の法律においてその業務を行うことが制限されている事項については、この限りでない。 	法第21条
名義貸しの禁止	<ul style="list-style-type: none"> ■非建築士等に、自己の名義を利用させることの禁止 	法第21条の2
違反行為支持等の禁止	<ul style="list-style-type: none"> ■建築に関する法律等に違反する行為について、指示・相談等の禁止 	法第21条の3
信用失墜行為の禁止	<ul style="list-style-type: none"> ■建築士の信用・品位を害する行為の禁止 	法第21条の4
知識・技能の維持向上	<ul style="list-style-type: none"> ■設計・工事監理に必要な知識・技能の維持向上に努めること 	法第22条第1項
定期講習	<ul style="list-style-type: none"> ■建築士事務所に所属する一級、二級、木造建築士及びすべての構造設計一級建築士、設備設計一級建築士は3年ごとに登録講習機関が実施する講習を受講 	法第22条の2

2 **建築士**に関する**手続き**

種別	手続きの概要	根拠法令
免許の登録	<ul style="list-style-type: none"> ■建築士の免許は名簿に登録することによって行う。 	法第5条第1項
登録事項変更申請	<ul style="list-style-type: none"> ■免許証に記載された事項等に変更があったときは、免許証の書換え交付を申請することが出来る。 	法第5条第3項
免許の返納	<ul style="list-style-type: none"> ■免許を取消されたときは、速やかに、免許証を返納しなければならない。 	法第5条第4項
住所等の届出	<ul style="list-style-type: none"> ■住所その他の国土交通省令で定める事項に変更があったときは、その日から30日以内に届け出なければならない。 	法第5条の2第2項
建築士の死亡等の届出	<ul style="list-style-type: none"> ■死亡等に該当することとなったときは、その日から30日以内に届け出なければならない。 	法第8条の2

手続き窓口

二級及び木造建築士の「免許の返納」「死亡等の届出」は山形県庁建築住宅課（連絡先は P8）
 その他の手続きは、山形県指定登録機関の一般社団法人山形県建築士会
 （〒990-0825 山形市城北町 1-12-26、電話 023-634-4568）

3 建築士事務所開設者の業務等

種別	業務概要	根拠法令
登 録	■建築士又はこれらの者を使用する者は、他人の求めに応じ報酬を得て、設計等の業務を業として行おうとするときは、建築士事務所を定めて登録を受けなければならない。	法第23条第1項
	■登録の有効期間： 5年間	法第23条第2項
	■更新の登録：有効期間満了の 30日前 までに申請書を提出	施行規則第18条
設計等の業務に関する報告	■ 事業年度ごと に、設計等の業務に関する報告書を作成し、知事に 提出 しなければならない。 → 資料3 参照	法第23条の6
建築士事務所の管理	■事務所ごとに、専任の管理建築士を置かなければならない。 管理建築士：建築士として3年以上の設計等の業務に従事した後、 管理建築士講習の課程を修了 した建築士 ■技術的事項に関する管理建築士の意見を尊重しなければならない。	法第24条第1項、第2項、第5項
名義貸しの禁止	■自己の名義をもって、他人に建築士事務所の業務を営ませることを禁止	法第24条の2
再委託の禁止	■建築士事務所の開設者以外の者への再委託禁止	法第24条の3第1項
	■床面積が 300㎡以上の新築工事 の設計又は工事監理の一括再委託禁止	法第24条の3第2項
帳簿の備付け・保存	■他人の求めに応じ報酬を得て設計・工事監理等の業務を行った場合、帳簿を備え付け・保存をしなければならない。 → 資料4 参照	法第24条の4第1項、施行規則第21条
図書の保存	■事務所の業務として所属建築士が作成した、下記①又は②の図書を 15年間 保存しなければならない。 (平成14年6月20日以降作成した図書が対象)	法第24条の4
	①配置図、各階平面図、2面以上の立面図、2面以上の断面図 ※建築基準法第6条第1項第2号又は第3号に係るものの場合 上記図書(①) + 基礎伏図、各階床伏図、小屋伏図、構造詳細図、構造計算書	施行規則第21条第4項
	②工事監理報告書	
標識の掲示	■公衆の見やすい場所に標識を掲げなければならない。 → 資料5 参照	法第24条の5
書類の閲覧	■業務の実績等の書類を備え置き、設計等を委託しようとする者の求めに応じて、閲覧させなければならない。 → 資料6 参照	法第24条の6
重要事項説明	■設計・工事監理の受託を内容とする契約の前に、当該建築主に対して、管理建築士等の建築士から、契約の内容を記した書面を交付し、建築士免許証を提示のうえ、説明させなければならない。→ 資料7 参照	法第24条の7

書面の交付	<p>■設計・工事監理の委託を受けたときは、その内容を記した書面を当該委託者に交付しなければならない。</p> <p>→資料8 参照</p>	法第24条の8
保険契約の締結等	<p>■設計等の業務に関し生じた損害を賠償するために必要な金額を担保するための保険契約の締結その他の措置を講ずるよう努めなければならない。</p>	法第24条の9

4 建築士事務所に関する手続き

種別	業務概要	根拠法令
登録の申請	<p>■事務所について登録を受けようとする者は、建築士事務所の名称等を記載した登録申請書を提出しなければならない。</p>	法第23条の2第1項
変更の届出	<p>■下記①～③のいずれかに変更があった場合は、2週間以内に届出なければならない。</p> <p>下記④に変更があった場合は3月以内に、届出なければならない。</p>	法第23条の5
	<p>①建築士事務所の名称、所在地</p> <p>②個人登録 ⇒ 登録申請者の氏名 法人登録 ⇒ 法人名称、役員氏名 [代表取締役・取締役・監査役]</p> <p>③管理・所属建築士の氏名、一級・二級・木造建築士の別</p> <p>④建築士事務所に属する建築士の氏名氏名及びその者の級別</p>	法第23条の2第1号、第3号、第4号、5号
廃業等の届出	<p>■業務を廃止した場合等：30日以内に届出</p>	法第23条の7

手続き窓口

山形県指定事務所登録機関の一般社団法人山形県建築士事務所協会
(〒990-0023 山形市松波 4-1-15、電話 023-615-4739)

5 管理建築士の業務

種別	業務概要	根拠法令
技術的事項の総括	<p>■事務所の有する技術力が適正に行使されるために必要な技術的事項は以下の通り</p> <p>①受託する業務の量・難易、業務の遂行に必要な期間の設定</p> <p>②業務に当たらせる技術者の選定・配置</p> <p>③他の建築士事務所との提携、提携先の業務範囲の案の作成</p> <p>④所属建築士等の技術者の行う業務の管理、適正の確保</p>	法第24条第3項
事務所開設者への意見	<p>■開設者と管理建築士が異なる場合、技術的観点から適正な業務のために必要な意見を述べること</p>	法第24条第4項

6 懲戒・監督処分・罰則 →詳しくは **資料9** 参照

種別	根拠法令
戒告・業務の停止又は免許の取消し	法第10条
登録の取り消し	法第26条第1項
開設者に対する戒告・1年以内の閉鎖命令又は登録の取り消し	法第26条第2項
1年以下の懲役又は100万円以下の罰金	法第38条
30万円以下の罰金	法第41条
10万円以下の過料	法第44条1号

資料に関する問い合わせ先

山形県 県土整備部建築住宅課	山形市松波 2-8-1	建築行政担当	023-630-2636
〃 村山総合支庁建設部建築課	山形市鉄砲町 2-19-68	審査指導担当	023-621-8236
〃 最上総合支庁建設部建築課	新庄市金沢字大道上 2034	審査指導担当	0233-29-1419
〃 置賜総合支庁建設部建築課	米沢市金池 7-1-50	審査指導担当	0238-26-6090
〃 庄内総合支庁建設部建築課	三川町横山字袖東 19-1	審査指導担当	0235-66-5642